

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介

和田 秀作

筆者はこれまで当館所蔵史料の中から、周防大内氏や中世の山口県域に関わる文書を含むいくつかの史料を紹介してきた(1)。今回対象とする史料もその一つで、元文五年(一七四〇)及び寛保元年(一七四二)に萩藩大組士の長崎首令高亮家及び山中八郎兵衛種房家(以下、長崎家、山中家と略記)が藩府へ提出した「譜録」(2)を翻刻・紹介したい。

当「譜録」には、長崎家及び長崎家から分かれた山中家に伝来した永享四年(一四三三)から享保十八年(一七三三)までの文書の写三〇点が収められている(一点は重複、後掲表1〜3)。両家とも、「閥閥録」編纂時には藩府へ所蔵文書の写等を提出していないから、すべて「閥閥録」には未収録の文書である(3)。さて、これらの文書の内容的特色は、室町〜戦国期に大内氏に、さらに毛利氏へ伝え、近世は萩藩士となって存続した長崎家という武家の動功、所領所職の給与・安堵・相続などに関わるものが大半を占めるという点である。表3にまとめたように、山中

家が分家するまでの文書は、同一の文書群であったことは明らかである。

また発給者に着目すると、陶氏家臣からの奉書一点を除けば、ほかはすべて主家である大内氏や毛利氏の当主もしくは上層家臣から与えられたいわゆる判物や奉書類である。

以下、中世の長崎氏の動静を中心に、筆者の関心に沿って若干の説明を加えておきたい。

「譜録」の系図によれば、長崎氏の本姓は藤原で、周防国大島郡西方村長崎(現、周防大島町)に居住し、在名により長崎氏を称したという。始祖の親康が大島郡島末庄の下司職に補任され、その子孫の光親や朝光は同庄の惣公文職を保持していたと伝えるから、島末庄の開発領主として古くからこの地を基盤としていたと考えられる(4)。

室町〜戦国期の長崎氏の動静が伝来文書からはじめて確かめられるのは、永享四年四月二日に長崎重親が大内持世から屋代島末

内本知行半分を宛行われたものである（「譜録」長崎首令高亮一号文書、以下長崎一号のごとく略す）。この文書が出されたのは、弟の持盛と大内家の家督をめぐる武力衝突していた大内持世が本拠地の山口を奪回して間もない時期に当たる⁵⁾。したがって、この知行宛行は大内家の内訌戦において長崎重親が持世側に与したことに對する恩賞であった可能性がある。また某年八月一日に長崎重親が大内持世から周防鞆戸関における奔走を賞されているのも、同じ状況によるものかもしれない（「譜録」山中八郎兵衛種房一号文書、以下山中一号のごとく略す）。

さて応仁・文明の乱の際、長崎氏の主家である大内家は、上落して西軍の主力として活躍した政弘方と国元で東軍側として挙兵した政弘の伯父・道頓（教幸）方とに分裂した。特に道頓が挙兵した文明二年（一四七〇）二月頃から陶弘護が道頓から離反する同年十二月までの時期は、在京・在国を問わず有力家臣のほとんどが道頓側に従っていた⁶⁾。長崎成親がいったん取り上げられた給分を大内氏から返還されたのもちょうどこの時期のものである。その条件として父・重親との「義絶」が求められている点に注目される（長崎二号）。重親は政弘方に留まったために給分を没収され、道頓方に忠誠を誓うことになった子の盛親にそれが「新御恩」として与えられたものであろう。つまり、当時長崎氏も政

弘方の重親と道頓方の盛親とに分裂することになったのである。

これ以降の伝来文書からうかがえる長崎氏の特徴として、まず主に警固衆として各地で軍事行動に携わる姿があげられる。例えば、勝親は明応九年（一五〇〇）の豊前門司六郷での合戦に「乗船」しての参戦を求められている（長崎三号）。また元康は、大永年間に大内氏の安芸遠征に従軍して、毎夜「海上擲」のため乗船したり、厳島の敵船を攻撃したほか、佐西郡の東山御城（桜尾城）の在番も命じられている（長崎四号、山中四・六・七号）。さらに元康は、天文九年（一五四〇）伊予忽那島攻撃の際「警固船并人救等」を馳走した（長崎五号）。このように長崎氏の基本的な性格は、大内氏水軍の一翼を担う「屍代島衆」（周防大島とその対岸を本拠とする警固衆の一員）として活動することにあつた。

長崎氏の第二の特徴として、時代が下るにしたがつて大内氏の最有力家臣である陶氏との結びつきを強めた点が指摘できる。長崎氏と陶氏との接点が初めて明らかになるのは、前述の文明二年に盛親が父親の給分を回復した際に、陶弘護を介して事を運んでいる事例である（長崎二号）。これは周防守護代をも務めていた陶弘護が、分国内の領主層の愁訴を大内氏へ取り次ぐ立場にあつたためと考えられる。その後、文龜元年（一五〇二）に豊前馬岳

城合戦での長崎勝親の戦功を大内氏に披露し、感状に副状を出したのは陶興房であり（山中二号）、永正七年（一五二〇）に長崎安親の養子願を大内氏に取り次いだのもやはり陶興房であった（山中三号）。さらに、大永年間に大内氏の安芸遠征に従軍した長崎元康に対して大内氏の命令や御感を伝えたのも陶興房であった（山中四・五号）。

陶隆房の代になると、長崎氏と陶氏との結びつきは一層強まる。すなわち、房次（房親）や房康の「房」字は、陶隆房の偏諱を与えられたものであろう。また、大内氏の出雲遠征に加わっていた長崎元康が、天文十二年（一五四三）に戦死した際に、若年の道祖寿丸（房康）に対して公役を名代が勤仕するようという指示は、大内氏家臣でなく陶氏家臣による奉書でなされている（長崎七号）。

なお、陶氏以外で長崎氏の戦功を大内氏へ注進し、時には自ら感状を長崎氏に与えた直接の上官には、弘中武長や小原隆名、弘中興勝などがある（長崎四く六号、山中五く七号）。このうち弘中武長や小原隆名は、長崎氏などの警固衆を統率する立場にある大内水軍の軍事指揮官であった（8）。

ところで、長崎・山中両家の「譜録」では、天文十四年（一五四五）く永祿六年（一五六三）の一八年間の文書を欠いている。

この間の長崎氏にとって転機となった出来事は、大内氏家臣から毛利氏家臣への転身であった。このあたりの事情を「譜録」以外の文書で探ってみると、天文二十四年（一五五五）閏十月厳島合戦の約一ヶ月後に作成された「屋代島衆望地注文」に、長崎隼人佐（房次Ⅱ房親）、長崎小太郎（房康）、長崎藤松丸の三人の名を見出すことができる（9）。さらに毛利氏が周防東部へ侵攻中の

羽弘治元年（一五五六）に、周防連前表（熊毛郡から玖珂郡南部に通ずる往還道沿いの地域）の諸郷が変心して毛利氏から離反した状況下で、毛利方に留まった屋代島衆に対する元就の指示は、查屋氏と共に長崎隼人佐へ出されている（10）。これらのことから、長崎氏は代表者の一人として毛利氏と交渉し、他の屋代島衆と行動を共にすることで、大内氏から毛利氏への鞍替えに成功したと考えられる。

藩政期に入ると、長崎家は元和四年（一六一八）親種の時にいったん召し放たれて浪人となったが、再び召し出されて、その後萩藩家臣団の中核をなす大組に編入された。「譜録」が提出される時期までに長崎・山中両家が務めた主な役職は表4・5にまとめたとおりである（11）。

藩政期の文書は、家督相続や縁組に関わる文書が大部分を占めている。例えば、山中次郎右衛門（賢光）の娘は、「閔閔録」や

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介（和田）

九四

「譜録」等々の萩藩の編纂事業に深くかかわったことで著名な永田瀬兵衛政純（12）に嫁いでいることが知られる（山中一〇号）。また次郎右衛門（賢光）の母親は、津和野藩士の「牧図書」の姉で、病死した弟や親類中からの要請により、若年の甥の後見として正徳三年（一七二三）から五年間津和野の生家へ逗留することを許されている（山中一二号）。この牧図書家は、知行高六〇〇石、家格は物頭の津和野藩上臈家臣の家柄である（13）。萩藩大組士の山中家よりは格上といえるが、実は「次郎右衛門母」は、山中家よりやはり格上の萩藩寄組士の赤川仁右衛門就直の養女だった女性である。彼女は、次郎右衛門の父八郎兵衛（就種）の後妻として山中家に嫁いだのであり、次郎右衛門の生母ではない。なお、これに先立つ元禄十一年（一六九二）には、「次郎右衛門母」が伊勢参宮と京都での保養・寺参詣のために往復の日数込みで百日間の暇を許されたことも知られるが（山中一〇号）、この女性と牧図書師が同一人物かどうかは定かでない。

註

(1) 拙稿「『都濃郡中須村百姓所持御判物写』について」（『山口県史研究』七、一九九九年）。「大内氏家臣安富氏の関係史料について」（一）・（二）・（三）『山口県文書館研究紀要』二七・

二八、二〇〇〇年・二〇〇一年）。「阿武郡大井浦三井文右衛門所持御判物写」について」（『山口県文書館研究紀要』三三、二〇〇六年）。「『譜録』佐々木七兵衛佐良の翻刻と紹介」（『山口県文書館研究紀要』三九、二〇二二年）。「『譜録』小方三郎左衛門忠次の翻刻と紹介」（『山口県文書館研究紀要』四三、二〇一六年）ほか。

(2) 請求番号は、毛利家文庫二三譜録な136（「複写資料」譜録286）及び同や136（「複写資料」譜録412）。

(3) 「譜録」の性格や「閥閥録」との相違点については、山崎一郎「萩藩元文譜録と永田瀬兵衛」（『山口県文書館研究紀要』三六、二〇〇九年）、広田暢久「長州藩歴史編纂事業史（其の五）」（『山口県文書館研究紀要』一三、一九八六年）を参照のこと。

(4) 御衛生翁甫「大内氏史研究」（マツノ書店、二〇〇一年復刻）、一五八頁。

(5) 『山口県史』通史編中世、三八四頁。

(6) 拙稿「大内氏の惣庶関係をめぐって」（『鹿毛敏夫編』大内と大友』（勉誠出版、二〇一三年））三九〜四〇頁。

(7) 『山口県史』通史編中世、五六七頁。宇田川武久「大内氏警固衆の消長と毛利氏の水軍編成」（藤木久志編『毛利氏の研究』戦国大名論集14（吉川弘文館、一九八四年））四三九〜四四三

表1 「譜録」長崎首令高亮所収文書目録

番号	年号	月日	文書名	宛名
1	永享4	4 2	大内持世宛行状写	長崎隼人佐殿(重親)
2	文明2	9 26	大内道頓(教幸)家臣連署奉書写	陶五郎殿(弘護)
3	(明応9)	10 25	大内義興軍勢催促状写	長崎小太郎殿(勝親)
4	大永3	10 4	大内氏家臣連署奉書写	長崎弥八郎殿(元康)
5	天文9	8 20	大内氏家臣連署奉書写	長崎与三右衛門殿(元康)
6	天文11	8 2	弘中興勝感状写	長崎左近将監殿(元康)
7	天文12	6 21	陶氏家臣連署奉書写	長崎道祖寿殿(房康)
8	天文14	9 29	大内義隆袖判安堵状写	(長崎小太郎房次)
9	元禄9	1 26	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)
10	正徳5	8 25	萩藩加判衆連署奉書写	乃美仁左衛門殿(隆寛)
11	(享保9)	10 19	志道広幸書状写	長崎藪之助殿(高亮)
12	享保18	4 28	萩藩加判衆連署奉書写	児玉三郎右衛門殿(広長)
13	永禄6	11 20	毛利元就感状写	長崎兵部丞殿(房康)
14	(永禄6カ)	11 4	毛利元就書状写	長崎兵部丞殿(房康)ほか4名
15	(慶長5)	7 17	萩藩加判衆連署奉書写	沓屋徳兵衛殿ほか2名
16	慶長9	1 7	毛利宗瑞加冠状写	長崎勝五郎とのへ(元房)

表2 「譜録」山中八郎兵衛種房所収文書目録

番号	年号	月日	文書名	宛名
1	(永享4カ)	8 1	大内持世書状写	長崎隼人佐殿(重親)
2	文亀元	8 23	陶興房副状写	長崎小太郎殿(勝親)
3	永正7	11 7	陶興房吹拳状并大内氏家臣連署裏書写	弘中兵部丞殿(武長)
4	(大永3)	閏3 20	陶興房書状写	長崎弥八郎殿(元康)
5	(大永3カ)	9 23	陶興房書状写	長崎弥八郎殿(元康)
6	大永3	10 4	大内氏家臣連署奉書写	長崎弥八郎殿(元康)
7	大永3	10 13	大内氏家臣連署奉書写	長崎弥八郎殿(元康)
8	酉(天和元)	12 7	萩藩加判衆連署奉書写	桂三郎左衛門殿(就澄)
9	元禄8	2 21	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)
10	元禄12	5 25	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)
11	宝永5	5 15	萩藩加判衆連署奉書写	児玉右衛門殿(広誠)
12	正徳3	2 28	萩藩加判衆連署奉書写	相森六郎殿(元茂)
13	享保元	11 28	萩藩加判衆連署奉書写	乃美仁左衛門殿(隆寛)
14	享保17	7 11	萩藩加判衆連署奉書写	児玉中務殿(広遠)

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介 (和田)

表3 「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房所収文書統合目録

番号	年号	月日	文書名	宛名	長崎	山中
1	永享4	4	大内持世宛行状写	長崎隼人佐殿(重親)	○	
2	(永享4分)	2	大内持世書状写	長崎隼人佐殿(重親)		○
3	文明2	9	大内道順(教幸)家臣連署奉書写	陶五郎殿(弘護)	○	
4	(明応9)	10	大内義興軍勢催促状写	長崎小太郎殿(勝親)	○	
5	文龜元	8	陶興房副状写	長崎小太郎殿(勝親)		○
6	永正7	11	陶興房吹拳状并大内氏家臣連署裏書写	弘中兵部丞殿(武長)	○	
7	(大永3)	7	陶興房書状写	長崎弥八郎殿(元康)	○	
8	(大永3分)	閏3	陶興房書状写	長崎弥八郎殿(元康)	○	
9	大永3	4	大内氏家臣連署奉書写	長崎弥八郎殿(元康)	○	
10	大永3	10	大内氏家臣連署奉書写	長崎弥八郎殿(元康)	○	
11	天文9	8	大内氏家臣連署奉書写	長崎与三右衛門殿(元康)	○	
12	天文11	8	弘中興勝感状写	長崎左近將監殿(元康)	○	
13	天文12	6	陶氏家臣連署奉書写	長崎道相弄殿(房康)	○	
14	天文14	9	大内義隆袖判安堵状写	(長崎小太郎房次)	○	
15	(永禄6分)	11	毛利元就感状写	長崎兵部丞殿(房康)ほか4名	○	
16	永禄6	11	毛利元就感状写	長崎兵部丞殿(房康)	○	
17	(慶長5)	7	萩藩加判衆連署奉書写	沓屋徳兵衛殿ほか2名	○	
18	慶長9	1	毛利宗瑞加冠状写	長崎勝五郎とのへ(元房)	○	
19	酉(天和元)	12	萩藩加判衆連署奉書写	柱三郎左衛門殿(就澄)		○
20	元禄8	2	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)		○
21	元禄9	1	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)	○	
22	元禄12	5	萩藩加判衆連署奉書写	根来主水殿(広勢)	○	
23	宝永5	5	萩藩加判衆連署奉書写	児玉右衛門殿(広誠)	○	
24	正徳3	2	萩藩加判衆連署奉書写	相森六郎殿(元茂)	○	
25	正徳5	8	萩藩加判衆連署奉書写	乃美仁左衛門殿(隆寛)	○	
26	享保元	11	萩藩加判衆連署奉書写	長崎敷之助殿(高亮)	○	
27	(享保9)	10	志道広幸書状写	児玉中務殿(広遠)	○	
28	享保17	7	萩藩加判衆連署奉書写	児玉三郎右衛門殿(広長)	○	
29	享保18	4	萩藩加判衆連署奉書写		○	

表4 長崎首令高亮家の主な役職

番号	名前	役職名	就任期間	備考
1	四郎兵衛就基	秀就公御小姓	寛永16年(1639)～	
		御書院役	寛文2年(1662)10月24日～寛文13年(1673)1月23日	～延宝7年(1679)江戸定詰
2	治右衛門忠政	御奥御納戸役	寛文13年(1673)1月23日～	
		前大津郡通浦御番所在番役	元禄14年(1701)9月21日～正徳5年(1715)	
		吉元公御小姓	享保5年(1720)12月18日～	
3	首令高亮	御櫛役	享保14年(1720)12月1日～享保16年(1722)	
		御側役	～享保17年(1723)4月1日	
		御蔵元換使役	元文4年(1720)10月14日～	

表5 山中八郎兵衛種房家の主な役職

番号	名前	役職名	就任期間	備考
1	八郎兵衛就種	秀就公御小姓	寛永15年(1638)～慶安4年(1651)	
		江戸御番手	承応2年(1653)～承応2年(1654)	
		秀就公十七回御忌御法事之時御香典方	?	
		高寿院様御中陰御法事之節御贈方頭人	寛文9年(1669)?	
2	二郎右衛門賢光	御武員方頭人	寛文10年(1670)1月23日～延宝3年(1675)7月19日	
		江戸御番手	元禄10年(1697)～元禄11年(1698)	
		泰蔵院様御十三回御忌御法事之節御贈方頭人	元禄13年(1700)	
3	八郎兵衛種房	吉元公御小姓	享永7年(1710)8月14日～享保16年(1731)	
		御納戸役	享保5年(1720)9月15日～享保16年(1731)	御在国度々御配膳兼役

「譜録」な136 長崎首令高亮

一 大内持世宛行状写

周防国屋代島末内本知行半分事、所宛行也、守先例可致其沙汰之状如件、
(大島郡)

永享四年四月二日

大内持世判

長崎隼人佐殿
(重頼)

二 大内道頼教家臣連署奉書写

長崎丹後守給分事、先日对加藤衆中被預下之由、雖被仰出之、
(重頼)
任弘護被申請旨、為新御恩可被返下長崎小太郎之由、被仰出之、
(盛親)
然者丹後守与父子令義絶、自今以後可抽忠節候段、可被申与之、万一有不義出来者一途可有御罪科之由、依仰執達如件、
(長崎重頼)

文明元年九月廿六日

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介 (和田)

陶五郎殿
(弘應)

三 大内義興軍勢催促状写

敵至門司六郷相働之由、注進到来候、此節為本意之間、可遂合戦之条、閣万事不移時日乗船可遂馳走、連々奉公之次第、雖令存知、尚以當時為專一上者、別而可抽忠節者、必可行賞之状如件、
(豊前国規矩郡)

十月廿五日
(明応元年)

大内義興判

長崎小太郎殿
(勝頼)
(毛卜封紙ハ書)

「長崎小太郎殿 義興」

民部丞判
(保箇)
因幡守判

左衛門尉

讚岐守
(保盛)

加賀守判

四 大内氏家臣連署奉書写

写

就海上搦之儀、毎日夜相働之次第、弘中（武忠）越後守注進令披露畢、

長々云乗船云馳走神妙、弥忠節可為肝要之由候也、仍執達如件、

大永三年十月四日

長崎弥八郎殿（元康）

兵庫助判（杉興重）
散位判（陶持長）

五 大内氏家臣連署奉書写

写

去十三日与州下中島内勿那島働之時、警固船并人救等馳走之

由、小原中務丞注進到来、則致披露訖、尤神妙之由也、仍執達如件、（陰名）
（風早郡）
（候脱）

天文九年八月廿日

長崎与三右衛門殿（元康）

右京進判（青景隆者）
左京大進判（内藤隆時）

六 弘中興勝感状写

（山梨國版石郡）

去月廿七日於赤穴要害詰口、最前責上付屏足相戦、被疵鐘疵左脇、誠神妙之至也、必可賀与之、弥可抽忠節之状如件、大股矢疵、

天文十一年八月二日

長崎左近将監殿（元康）

興勝判

七 陶氏家臣連署奉書写

御親父御事、今度被立御用候次第、遂披露候、仍向後御公役之儀、無相違可有御馳走之由候、若年之間者、依美以名代可有御勤仕之由候、恐々謹言、
（長崎元康）

天文十二

六月廿一日

長崎道祖寿丸殿（房康）

房長判（安國）
房栄判（正忠）

八 大内義隆袖判安堵状写

写

大内義隆判

(長崎) 父安親所帶事、任去永享四年六月十八日澄清寺殿裁許并永正七年九月廿七日讓状等之旨、(大内持世) 長崎小太郎房次相續可領掌之状如件、

天文十四年九月廿九日

九 萩藩加判衆連署奉書写

(就墓) 長崎四郎兵衛年齡七十歳以下候へ共、御役難成病氣付而、隱居之御理相伺候処、如願被逐御分別、(長崎相殿) 世忤政之允可被召仕之旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言、

元禄九子

正月廿六日

(国司) 与三兵衛
広直印

(毛利) 市正
就直印

(広勢) 根来主水殿

一〇 萩藩加判衆連署奉書写

(忠政) 長崎治右衛門嗣子無之付而、馬屋原伊右衛門二男敷之助与賀養子之事相伺候之処、如願被仰付候条、此段可被申渡候、恐々謹言、

正徳五

八月廿五日

桂 三郎左衛門
広保印

(粟屋) 栗 帶刀
就尚印

(毛利) 毛 筑後
広政印

乃美仁左衛門殿
(隆寛)

一一 志道広幸書状写

御自分事、御留守中二元服可被仰付旨候、来ル廿五日被遊御帰城御事候条、其内日柄之儀者、勝手次第元服可被仕候、御番組之儀者、追而可被仰付候条、其内之儀へ、先此間之通

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介（和田）

可有出勤候、為此申入候条、可被得其意候、恐々謹言、

（享保九年）

十月十九日

志 太郎右衛門
広幸 書判

長崎敷之助殿
（高亮）

一三 毛利元就感状写

去十五日至今、浜敵夜討之時、敵一人討捕候、誠粉骨之段感悦無極候、可成勸賞者也、仍感状如件、

永祿六年十一月廿日

元就公 御判

長崎兵部丞殿
（房憲）

一二 萩藩加判衆連署奉書写

長崎治右衛門病死付而、跡職之事相伺候処、知行高六拾三石
（忠政）
四斗無相違嫡子首令江相続可被仰付旨候条、此段可被申渡候、
恐々謹言、
（長崎高亮）

享保十八
四月廿八日

（山内） 縫殿
山 広通 印
（毛利） 伊勢
毛 元雅 印

児玉三郎右衛門殿
（元忠）

一四 毛利元就書状写

戸神表搦警固被差出、敵二人討捕頸到来、殊舟被執候由候、
（出雲國能登郡）
誠肝要候、旁無油断心懸之段、祝着千万候、委細之儀、
（就方）
蔵所より可申之条、不能詳候、恐々謹言、
（房圭）

（永祿六年）
十一月四日

元就公 御判

長崎兵部丞殿
（房憲）
沓屋源四郎殿
青木玄番殿
（兼）
桑田源三郎殿
串辺十郎殿

一五 萩藩加判衆連署奉書写

長崎与三右衛門事、不慮二相果候由注進候、即遂披露候、連

々御奉公馳走之上、去々年以來別而御届之心懸被成御存候間、

内々可被加御意節、如此之段不便二被思召之趣御意候、誠於

此上も冥加之至候、一跡之事对美子熊寿無異儀可被仰付候、

追而可被成 御下知之旨候、恐々謹言、

一六 毛利宗瑞加冠状写

写
横折
加冠

元

慶長九

正月七日

輝元公 御判

長崎勝五郎とのへ

慶長五年
七月十七日

佐石
元嘉 書判

井四郎右
元以 書判

榎中太
元吉 書判

福越
元吉 書判

廣俊 書判

沓屋徳兵衛殿

沓屋五兵衛殿

長崎和泉守殿

「譜録」や136 山中八郎兵衛種房

一 大内持世書状写

就今度竈戸関事、御奔走令悦喜候、面々依御粉骨、輒得勝利候、
祝着無極候、其子細為申態進使者候、恐々謹言、

(周防国熊毛郡)
(永享四年カ)

八月一日

長崎隼人佐殿
(重懸)

持世判

二 陶興房副状写

去月廿三日於豊前国馬岳御城詰口御高名之次第、致披露候、仍
被成御感状候、御面目至候、弥御馳走可為肝要候、恐々謹言、

文亀元年八月廿三日

長崎小太郎殿
(勝懸)

興房判

三 陶興房吹拵状并大内氏家臣連署裏書写

長崎助太郎事、去八月已来病氣仕候、存命不定候条、為養子同
名才徳丸申談候由申候、以此旨御披露肝要候、恐々謹言、
(安懸)
(長崎元懸)
(永正七)

十一月七日

興房判

弘中兵部承殿
(武懸)

裏書二
此書札令披露候、被成 御心得候畢、

同日

弘中兵部丞
武長判

神代紀伊守
貞綱判
(総懸)

四 陶興房書状写

東山御城被相調候、仍早々可被登城之旨、杉兵庫助・神代但馬
守奉書写進候、不移時日被在城、安房守代大多和但馬守有相談、
急度可被逐注進候、聊不可有遅々油断之旨可申届候、恐々謹言、
(安芸国佐西郡)
(興重)
(神代懸)
(武懸)
(天永二年)

閏三月廿日

長崎弥八郎殿
(元懸)

興房判

五 陶興房書状写

写

去廿日夜為擲被相働、警固屋舖放火之次第、弘中越後守注進到

(安芸國)

(武長)

来候、誠御馳走至候、慥令言上候之条、可被賀仰候、弥御忠節

肝要候、恐々謹言、

(天永三年九)

九月廿三日

(元康)

長崎弥八郎殿

興房判

七 大内氏家臣連署奉書写

写

去三日至嚴島敵船相懸候处、警固船衆懸合即時追散、殊僕従一

(安芸國佐西郡)

人被矢疵之次第、弘中越後守書状等陶尾張守注進之趣、慥被知

(武長)

(興房)

召畢、尤神妙之由、所被仰者也、仍執達如件、

大永三年十月十三日

(彩興重)

兵庫助判

(陶持長)

散位判

長崎弥八郎殿

(元康)

六 大内氏家臣連署奉書写

就海上擲之儀、毎日夜相動之次第、弘中越後守注進令披露畢、

(武長)

(進)

長々云乗船云馳走神妙、弥忠節可為肝要之由候也、仍執達如

件、

大永三年十月四日

(彩興重)
兵庫助判

(陶持長)
散位判

長崎弥八郎殿

(元康)

八 萩藩加判衆連署奉書写

山中八郎兵衛事、島田淡路殿父子へ可被付置之旨候間、乍太儀

(筑前)

遂其節候様ニ可被申渡候、委細御留守居中より可被申候条、可

被得其意候、恐々謹言、

(天和元年)

十二月七日

(毛利)
宇右衛門
就嘉判

(國司)
与三兵衛

正純判

主計
忠頼判
桂三郎左衛門殿
(就巻)

是又為仏詣、京都逗留七十日往来共百日之御暇、次郎右衛門より御断之趣相伺候之処、如願被遂御分別候間、此段可被申渡候、恐々謹言、

九 萩藩加判衆連署奉書写

山中八郎兵衛事、年齢七拾歳余ニ罷成候付、隠居之御断相伺候
(就種)
処二、如願被遂御分別、世忤二郎右衛門可被召仕旨候条、此段
(申渡也)
可被申渡候、恐々謹言、

元禄十二
五月廿五日

国
与三兵衛
広直 印判
毛
市正
就直 印判

根来主水殿
(広巻)

元禄八
二月廿一日

国
与三兵衛
広直 印判
毛
市正
就直 印判

一一 萩藩加判衆連署奉書写

山中次郎右衛門娘を永田瀬兵衛婦ニ縁組之事、相伺候之処二、
(賢光)
如願可申合之旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言、
(政種)

宝永五
五月十五日

佐
主殿
広長 印判
完
主計
就宗 印判

一〇 萩藩加判衆連署奉書写

山中次郎右衛門母、伊勢立願有之付参宮仕、乍序病氣為保養、
(賢光)

児玉右衛門殿
(広巻)

一二 萩藩加判衆連署奉書写

山中次郎右衛門母、^(靈光)龜井隱岐守殿御家来牧図書姉ニテ候処ニ、^(茲視)

図書病死已後、嫡子齋宮若年ニテ一家難調、引請致指南世話等可仕者無之候間、次郎右衛門母江後見頼度之由、図書申置并齋宮親類中よりも無抛度々申越候付而、齋宮成長迄遣置度候之間、当年より五ヶ年津和野逗留之御暇被下候様ニと、次郎右衛門より願之趣相伺候所ニ、被遂御許容候条、此段可被申渡候、恐々謹言、

正徳三
二月廿八日

山^(山内) 縫殿 広通 印判
桂 三郎左衛門 広保 印判
日^(日野) 大学 元幸 印判
浦 図書 元敏 印判
毛^(毛利) 大蔵 就久 印判
毛^(毛利) 筑後 広政 印判

楳杜六郎殿^(元茂)

一三 萩藩加判衆連署奉書写

山中^(靈光)二郎右衛門嫡子掾之助婦ニ赤川亦兵衛娘を縁組之事、相伺候所、如願可申合旨候条、此段可被申渡候、恐々謹言、^(應房)

享保元
十一月廿八日

山^(山内) 縫殿 広通 印判
桂 三郎左衛門 広保 印判
浦 図書 元敏 印判
栗^(栗屋) 帶刀 就尚 印判
毛^(毛利) 大蔵 就久 印判
毛^(毛利) 筑後 広政 印判

完^(英) 主計 就宗 印判

「譜録」長崎首令高亮及び山中八郎兵衛種房の翻刻と紹介（和田）

広政 印判

完 (六戸)
主計

就延 印判

児玉中務殿 (広遠)

乃美仁左衛門殿 (隆寛)

一四 萩藩加判衆連署奉書写

(寛光)

山中次郎右衛門病死付而、跡職之事相伺候処、知行高百式拾九

(種房)

石無相違嫡子八郎兵衛江相続可被仰付候条、此段可被申渡候、

恐々謹言、

享保十七

七月十一日

(山西)

縫殿

広通 印判

(堅田)

安房

広慶 印判

(毛利)

伊勢

元雅 印判

(毛利)

宇右衛門

広親 印判

(毛利)

外記

広包 印判

(毛利)

筑後